

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 27 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課

市町村国民健康保険における保健事業実態調査の実施について（依頼）

国民健康保険の保健事業の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

健康づくりや疾病予防のさらなる推進を図るため、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成 30 年厚生労働省告示第 156 号）の改正により、平成 30 年度から、都道府県は、市町村の保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言及び支援を行うなどの積極的な役割を果たすこととなっております。一方、市町村においてはこれまで様々な保健事業が実施されてきたところですが、平成 20 年度に義務化された特定健康診査・特定保健指導の効果的・効率的な実施に加え、その他の保健事業についても積極的に推進し、国保被保険者の健康づくりや疾病予防を図るとともに、医療費適正化計画を踏まえた新たな保健事業の展開が必要となっています。

そこで、市町村におけるポピュレーションアプローチから重症化予防までの保健事業について具体的な取組内容や実施体制等を把握することといたしました。

つきましては、下記のとおり調査を実施しますので、職務ご多用の折とは存じますが、管内の市町村（特別区を含む。）に対する調査を取りまとめのうえ、ご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、本調査の結果につきましては、先般実施しました平成 30 年度保険者データヘルス全数調査結果と合わせ、本年 10 月に開催を予定している「市町村職員を対象とするセミナー」で報告する予定であることを申し添えます。

記

1. 調査内容について

別紙「市町村国民健康保険における保健事業実態調査 調査票」のとおり

2. 回答方法等について

（1）回答内容

別紙「市町村国民健康保険における保健事業実態調査 調査票」の記載要領に従い、市町村は、保険者入力シート「1 調査票（市町村入力シート）」に回答を記入してください。

（2）提出方法

各都道府県においては、市町村から提出される調査票の内容を都道府県集計用シート「3 集計表【貼付先】（都道府県作業用）」にとりまとめのうえ、平成 30 年 8 月 24 日（金）17:00 までに厚生労働省保険局国民健康保険課保健事業担当宛にメールでお送りください。

【問い合わせ先】

厚生労働省保険局国民健康保険課
保健事業担当

電 話：03(5253)1111（内線 3255）

メー ル：kokuho@mh|w. go. jp